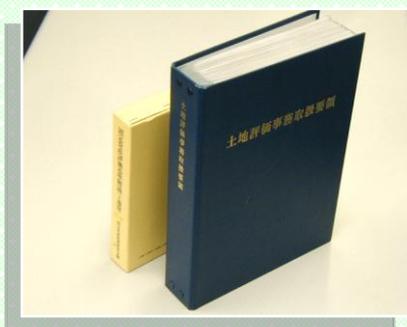


土地評価事務取扱要領 作成のご提案

納税者説明資料は万全ですか？

MIA 協議会は、土地評価替え事務における評価額、税額変更の有効な説明資料として、「土地評価事務取扱要領」の作成をお手伝いしています。

未作成、あるいは「既存のものを改定したい」とお考えの自治体の皆様、ぜひ当協議会までお問合せ下さい。



<土地評価事務取扱要領製本サンプル>

◎ 土地評価事務の実務手引書

◎ 土地評価事務の客観性の確保

◎ 土地評価事務のレベルアップ

◎ 評価替えごとに更新できます。

現行制度における
事務取扱要領の役割



説明責任

土地基本法

地方税法

固定資産評価基準

土地評価事務取扱要領

納税者

土地評価の現場では、固定資産評価基準をベースに市町村の実情に合った土地評価ルールを作成し運用・適用している実態があるため、固定資産評価基準だけでは、納税者に対して「土地評価算定の経緯」「税額変更理由（根拠）」を分かりやすく説明することは困難だといわれています。

MIA 協議会のご提案する「土地評価事務取扱要領作成業務」は、単なるマニュアル作りではありません。

固定資産土地評価に精通した専門スタッフ（MIA 認定・固定資產業務管理士等）が土地評価事務の見直し、改善をご提案し、丁寧なコンサルティングを行ないながら土地評価事務担当者様と一緒に作成していきます。

土地評価事務
の実務手引書

地目別評価方法、評価事務、電算事務の理解・把握に寄与し、担当職員の土地評価実務手引書として活用いただけます。

土地評価事務の
客観性の確保

市町村長所要の補正、判断基準の明文化により、土地評価事務の客観性を確保し、納税者に評価・課税の根拠をきちんと説明できる資料ができあがります。
また、これにより、納税者からの問合せ等に迅速に対応できます。

土地評価事務の
レベルアップ

前回評価替えまでの土地評価事務の問題点を洗い出し、解決策やあるべき方向性をコンサルティングしながら作成していきます。これにより、固定資産評価基準との整合性を図りながら、土地評価事務のレベルアップを図ります。

評価替えごとに
更新できます！

評価替えによる見直し、固定資産評価基準、地方税法の改正等を反映させるため、事務取扱要領は評価替えごとに作成する必要があります。
作成後の更新業務も、お手伝いしています。



<土地評価事務取扱要領内容サンプル>

本パンフレットについてのお問合せ先

一般財団法人 MIA 協議会 ◇本部事務局◇ 株式会社 日本エム・アイ・エー

〒464-0074 名古屋市千種区仲田2丁目17番7号
TEL:052-763-4004 E-MAIL:mia@miaj.gr.jp
URL: <http://www.miaj.co.jp>